

島労発基 1220 第 1 号
令和 3 年 12 月 20 日

各関係団体代表者 殿

島根労働局長



最低賃金の周知広報依頼について

平素より、労働行政の推進につきましては、格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

島根県最低賃金については、既に改定を行っておりますが、今般、特定最低賃金（産業別）について、別紙のとおり改正決定の手続きが完了し、効力発生日から各最低賃金が改定されています。

島根労働局では、これら改定となった最低賃金について、広く県民の皆様を知っていただくため、各種の広報を行っているところです。

つきましては、貴職におかれましても、同封したポスターの掲示、貴職発行の広報誌（紙）やホームページへの掲載等、改定された最低賃金の周知広報について、特段の御配慮をいただきますよう、よろしく願いいたします。

なお、記事を掲載いただく場合には、別紙、又は島根労働局ホームページの広報記載例をご活用ください。

また、併せて島根労働局では、中小企業・小規模事業者への支援策である、「業務改善助成金」、「キャリアアップ助成金」、「島根働き方改革推進支援センター（島根労働局委託事業）」が活用されるよう周知を行っております。これら支援事業につきましても、島根労働局ホームページにおいて、その詳細を掲載しておりますので、貴職におかれましても、周知広報について御理解と御協力を賜りますよう何卒よろしくお願いいたします。

○広報記載例掲載先

島根労働局HPトップ > 最低賃金 824 円/時間 最低賃金の詳細（トップ画面バナー）

> 島根県の最低賃金が改正されました > 最低賃金広報記載例のお知らせ（DLページ）

○中小企業・小規模事業者への支援策（業務改善助成金、島根働き方改革推進センター）掲載先

島根労働局HPトップ > 最低賃金 824 円/時間 最低賃金の詳細（トップ画面バナー）

> 島根県の最低賃金が改正されました > 最低賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者

への支援事業（リンク先へ）

○中小企業・小規模事業者への支援策（キャリアアップ助成金）掲載先

島根労働局HPトップ > 各種法令・制度・手続き > 各種助成金制度 > （各リンク先へ）

【担当者】

島根労働局労働基準部賃金室（担当：小村）

〒690-0841 松江市向島町 134 番 10

☎0852-31-1158 FAX0852-31-1163